

### 第3回検察庁等契約監視会議議事概要

開催日 平成20年10月24日(金)

場所 法務省大臣官房会計課会議室

委員 椎橋隆幸(中央大学法科大学院教授)  
瀬戸洋一(首都大学東京産業技術大学院大学教授)  
太田達也(慶應義塾大学教授)

審議対象契約 検察官署, 更生保護官署及び地方入国管理官署において, 平成20年4月から同年7月までの間に契約を締結した一般競争入札案件565件及び随意契約案件(少額随意契約を除く。)504件

#### 議事等

##### 1 重点検討対象契約

- (1) 名古屋法務合同庁舎電気設備等運転保守管理業務委託契約(一般競争入札)  
契約金額 17,199,000円  
支出負担行為担当官 名古屋高等検察庁検事長ほか
- (2) 複写機保守契約(一般競争入札)  
契約金額 2,045,862円  
支出負担行為担当官 仙台高等検察庁検事長
- (3) 札幌第3合同庁舎及び札幌家庭簡易裁判所庁舎構内の芝生及び樹木保守管理業務請負契約(一般競争入札)  
契約金額 2,467,500円  
支出負担行為担当官 札幌高等検察庁検事長
- (4) 和歌山地方検察庁庁舎ほか3庁における機械警備委託(一般競争入札)  
契約金額 853,020円  
支出負担行為担当官 和歌山地方検察庁検事正ほか
- (5) 植栽管理業務請負契約(一般競争入札)  
契約金額 1,632,224円  
支出負担行為担当官 入国者収容所東日本入国管理センター所長
- (6) 外国人出入国情報システムに係る入力業務等契約(一般競争入札)  
契約金額 167,377,644円  
支出負担行為担当官 東京入国管理局長
- (7) 警備艇の定期検査に係る上架修繕契約(一般競争入札)  
契約金額 9,418,500円  
支出負担行為担当官 東京入国管理局長
- (8) 自動車交換購入契約(一般競争入札)  
契約金額 2,793,000円  
支出負担行為担当官 東京入国管理局長

##### 2 質疑事項等

各重点検討対象契約について, それぞれ契約の概要, 予定価格の積算方法及び仕様の

内容等について質問があり、当該契約の必要性、契約の内容、入札参加業者の状況、予定価格の積算方法及び仕様書の内容等について説明が行なわれた。

主な質問事項等は以下のとおりである。

質 問 事 項	事 務 局 説 明
重点検討対象契約（１）について	
<p>業者から徴取した参考見積額をそのまま予定価格にするというのは、予定価格の立て方としては適切ではないのではないか。</p>	<p>見積額を「そのまま」予定価格にすることが適切でないのはそのとおりであるが、種々の検討を経た結果、見積額が予定価格と一致することがあることも否定できない。</p> <p>予定価格の立て方については、その調達により色々な方法が考えられ、ルールとして「業者からの参考見積額から若干でも減額する」ということは困難であると考えられる。しかし、予定価格の在り方については、検討していきたい。</p>
重点検討対象契約（２）について	
<p>法務省の他の案件を参考にすれば、予定価格をもう少し下げられたのではないか。</p>	<p>複写機契約のデータが各庁で蓄積されれば、全国的に安定した予定価格の算定が可能になると思料される。</p>
<p>複写機はリースで契約しているのではないか。</p>	<p>リース契約が必ずしも安いわけではなく、購入方式かリース方式かを決定する際には各庁において予算事情等を加味して検討している。</p>
重点検討対象契約（４）について	
<p>予定価格が落札金額よりかなり高くなっているが、応札した２者ともほぼ同じ金額で応札していることを考えると、予定価格の設定が高かったのではないか。</p>	<p>今回の調達は、昨年度まで随意契約を行っていた４つの支部の警備をまとめて調達した。予定価格の立て方としては、昨年度まで契約していた２者の見積書を参考としたものであり、落札金額が低かったのは、４つの支部を一括して調達した効果の表れだと考えている。</p>
重点検討対象契約（５）について	
<p>予定価格を積算する上で、項目によって物価資料を用いたり、参考見積書の平均を採るなどしたりしているが、積算方法が統一されていないのは適切ではないのではないか。</p>	<p>物価資料に掲載されているものについては同資料に基づいて積算し、掲載されていないものについては、２者の見積書の平均をとって積算したものである。予定価格の積算方法として不適切ではないと考えているが、一部の積算において、物価資料の取り方に改善の余地があったことは認められる。</p>

質 問 事 項	事 務 局 説 明
重点検討対象契約（６）について	
<p>昨年度と同額の予定価格であるが、予定価格を積算する上で従前のパンチ入力作業量等を比較検討して金額を増減するということはしないのか。</p>	<p>昨年度と作業量にほとんど変動がなく、申請件数についても最近若干増えているものの、急激というほどでもないもので、特に、作業量等の増減を予定価格に反映しなかったものである。</p>
重点検討対象契約（７）について	
<p>３者応札の案件で落札率が１００％というのは、何か問題があるのではないのか。</p>	<p>予定価格の立て方としては、３者から見積書を参考にとり、最低価格を予定価格として設定したが、落札した業者が参考見積りと同額で応札したため、結果として１００％になったものである。</p>
重点検討対象契約（８）について	
<p>自動車の交換契約であるが、１者しか応札しないのは問題があるのではないのか。 環境とか燃費だとかいう基準をクリアできるのは他社にはないのか。</p>	<p>本件の仕様書は、１者しか参加できないものではなく、入札説明書は２者に配布したが、結果的に１者しか応札してこなかったことによるものである。</p>

### 3 意見具申等

契約の適正化という点では特に問題はないが、例えば、参考見積書については複数の業者から取るなどの工夫を行うなど、予定価格の積算方法については今後検討していただきたい。

### 4 次回の会議開催

平成２１年２月に第４回を実施する。

審議の対象契約については、検察官署、更生保護官署及び地方入国管理官署が平成２０年８月から１１月までに締結した契約とする。